

届出製造・修理・販売事業の新規届出に必要な書類等

平成30年3月
宮城県計量検定所

- 1 「特定計量器製造（修理）事業届出書」（製造・修理事業の場合。計量法施行規則「様式1」。）又は「特定計量器販売事業届出書」（販売事業の場合。計量法施行規則「様式第8」。）
 - 別紙記載例参照
 - 必要部数＝製造事業：正本1通、副本2通
＝修理事業：正本1通、副本1通
＝販売事業：正本1通、副本1通

- 2 「履歴事項全部証明書（法人の場合。）」又は「住民票（個人の場合。）」の原本
 - 3ヶ月以内のもの
 - 必要部数＝1通（製造事業、修理事業及び販売事業とも。）

- 3 基準器メーカーが発行する「基準器受注書、注文請書など」の写し等、既に基準器メーカーへ製造の発注をしていることを証する書面（届出の時点では当該書類でいいのですが、後日「基準器検査成績書」が発行されたら、その写しを提出することが必要です。）又は「JCSS 認定事業者校正証明書」の写し（販売事業を除く。）
 - 必要部数＝製造事業：2通、修理事業：1通

- 4 「基準器等貸借契約書の写し」（基準器等が貸借関係にある場合。販売事業を除く。）
 - 必要部数＝製造事業：2通、修理事業：1通

- 5 「検査規則」（販売事業を除く。）
 - 必要部数＝1通（製造事業及び修理事業とも。）

- 6 「事業所案内図」
 - 必要部数＝1通（製造事業、修理事業及び販売事業とも。）

※ なお、届出者の住所を記載した「返信用封筒」及び「所要額の郵便切手」も提出（同封）して下さい。これは、副本1通を、届出者に返戻する際に使用するものです。